

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和4年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市が実施する予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報を用いた以下の事務を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。(※) 予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。(※) 予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。(※) 予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 公金受取口座情報の確認を行う <p>(※)に関しては新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の取り扱いのみ。</p> <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、予防接種事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10、93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施行規則第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、17、18、19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の3、13条、13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、16の3、115の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健福祉部子育て・健幸課
②所属長の役職名	健幸担当課長
6. 他の評価実施機関	

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健幸福祉部健幸推進課 ②横山郁代	①健幸福祉部子育て・健幸課 ②課長		
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	羽島市健幸福祉部健幸推進課 〒501-6292岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111		
令和1年6月25日	評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	課長	健幸担当課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	リスク対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年2月19日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期及び臨時予防接種または市が行政措置として実施する任意予防接種において特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ・予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 ・マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 ・予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 ・郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、予防接種事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ・予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 ・マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 ・予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 ・郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、予防接種事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月19日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の7の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 	事後	
令和2年2月19日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)13条 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の3、13条、13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、16の3 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の2の2 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月19日	II 1いつ時点の計数か	平成29年3月29日時点	令和2年2月19日時点		
令和2年2月19日	II 2いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年2月19日時点		
令和3年3月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ・予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 ・マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 ・予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 ・郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、予防接種事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市が実施する予防接種において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ・予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 ・マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 ・予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 ・郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、予防接種事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>	事後	
令和3年3月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 	事後	
令和3年3月1日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の3、13条、13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、16の3 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の2の2 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の3、13条、13条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、16の3、115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2、第12条の2の2 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき市が実施する予防接種において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ・予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 ・本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 ・マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 ・予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 ・郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、予防接種事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき市が実施する予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 (略) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。(※) (略) ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。(※) (略) ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。(※) (略) ・郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。(※)に関しては新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の取り扱いのみ。 (略) 	事後	
令和3年7月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 		
令和3年7月1日	I関連情報 4.情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、17、18、19 	事後	
令和3年12月7日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市が実施する予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。(※) 予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。(※) 予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。(※) 予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 <p>(※)に関しては新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の取り扱いのみ。</p> <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステ</p>	<p>予防接種法等関連法令に基づき市が実施する定期予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市が実施する予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各予防接種の対象者を把握し、予診票を発行する。 本人または法定代理人の申請に基づき予防接種依頼書を発行する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。(※) 予防接種後の予診票に記載された情報に基づき、予防接種履歴を管理する。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。(※) 予防接種未接種者を把握し、接種勧奨通知を行う。 本人または法定代理人の申請に基づき予防接種履歴の開示を行う。 マイナポータルの自己情報表示機能により、予防接種履歴の開示を行なう。 予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。(※) 予防接種健康被害救済措置の申請事務及び認定者への給付を行う。 郵送またはマイナポータルによるお知らせ機能により、予防接種に関する周知を行なう。 公金受取口座情報の確認を行う <p>(※)に関しては新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の取り扱いのみ。</p> <p>番号法別表第二に基づき、市は予防接種に関</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施行規則第2条 	事後	